

## 居宅介護

# 重要事項説明書

当事業所は、利用者に対して障害者総合支援法に基づく居宅介護を提供します。

当サービスの利用は、原則として介護給付費の支給決定を受けた方が対象となります。

### 1. 事業者概要

名称	社会医療法人 栗山会
所在地	飯田市大通1丁目15番地
代表者	理事長 千葉 隆一
電話番号	0265-22-5150
法人設立	昭和31年 4月 1日
飯田病院創設	明治36年 9月 1日

### 2. ご利用いただく事業所

事業所	飯田病院ヘルパーステーション「すずらん」
所在地	長野県飯田市大通1丁目30番地2
開所年月日	平成18年10月 1日
サービス種別	居宅介護 重度訪問介護
管理者	村松 えりか
サービス提供責任者	林 めぐみ、熊崎 由香、田中 祥恵、熊谷 智恵
主たる対象者	精神障害者、知的障害者、身体障害者、難病等対象者
定員	10名
電話番号	0265-22-5260
指定番号	第 2010500037 号

### 3. 事業の目的と運営方針

事業の目的	飯田病院ヘルパーステーションすずらんが行う指定居宅介護は、総合支援法に基づき利用者の要介護状態の軽減、悪化の防止、または要介護状態となることの予防を念頭に、居宅において可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とします。
運営の方針	利用者の意思及び人格を尊重し、その有する能力に応じて自立した日常生活が営めるよう、入浴、排泄、食事介護及びその他生活全般にわたり援助します。

### 4. 事業所の概要

職種	人数	
1 管理者	1	他事業所と兼務
2 サービス提供責任者	1以上	訪問介護員と兼務
3 訪問介護員	5以上	サービス提供責任者を含む
4 その他の職員	1以上	事務員（兼務）

## 5. 営業日および営業時間

営業日	365日（但し、8月14日～8月16日・12月30日～1月3日は休日）
営業時間	午前6時～午後8時

## 6. 営業の区域

営業区域	飯田市（上村・南信濃を除く）及び下伊那郡地域は、高森町、喬木村、阿智村（清内路。浪合を除く）地域とします。
------	---

## 7. 利用料金（1単位=10.18円） ※利用者負担は1割を示しています

サービス内容	単位数	費用総額	利用者負担
<b>身体介護が中心である場合</b>			
30分未満	256	2,606円	260円
30分以上1時間未満	404	4,112円	411円
1時間以上1時間30分未満	587	5,975円	597円
1時間30分以上2時間未満	669	6,810円	681円
<b>家事援助が中心である場合</b>			
30分未満	108	1,099円	109円
30分以上45分未満	153	1,557円	155円
45分以上1時間未満	197	2,005円	200円
1時間以上1時間15分未満	239	2,433円	243円
1時間15分以上1時間30分未満	275	2,799円	279円

★上記のほか、次の追加料金が発生する場合があります

- ・初回加算（200単位/月） … 最初の訪問で一定の条件を満たした場合
- ・緊急時対応加算（100単位/回） … 利用者等からの要請により一定の条件を満たし、緊急にサービスを行った場合

★利用料金は、実際にサービスに要した時間でなく、居宅介護計画に基づいて決定されたサービスを行うため必要な時間により、算定されます。

★請求金額は、一か月の合計単位数に10.18円を乗じたものを、それぞれの負担に合わせた金額となります。

★やむを得ない事情により2人の居宅介護員がサービスを行う必要がある場合は、利用者の同意の上で通常の利用料金の2倍の料金をいただく場合があります。

★交通費は、通常営業区域内の方は必要ありません。通常営業区域外の方は、走行距離1kmごとに50円を頂きます。

## 8. キャンセル料金

予定されている居宅介護サービスをキャンセルする場合には、以下の通りキャンセル料金を現金（集金）にていただきます

サービス予定時間	料 金	サービス予定時間	料 金
20分	330円	30分	500円
45分	750円	60分	1,000円

※上記以外は1時間1,000円を予定時間に乗じて算出します

※体調不良などやむを得ない場合は、料金は頂きません

※サービス開始時間が8:00以前、または18:00以降の場合は25%上乘せになります

※キャンセル料金は訪問予定の前日17時30分以降の連絡から発生します

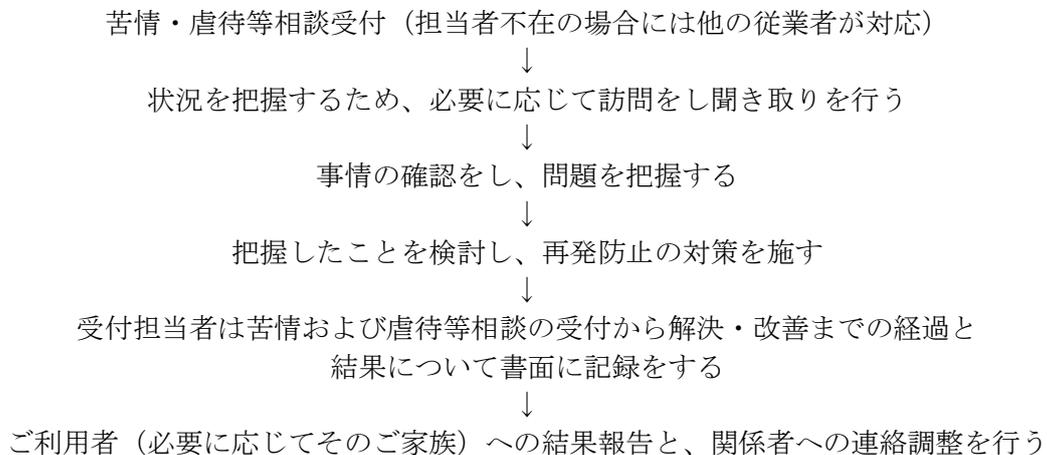
## 9. 苦情・相談・虐待・ハラスメント申し立ての窓口

ヘルパーステーションすずらん	担 当 者	村松 えりか （責任者）
	ご利用時間	午前8時30分～午後5時30分
	電 話 番 号	0265-22-5260
	設 置 場 所	飯田市大通1丁目30番地2
飯田病院 苦情対応・改善委員会	電 話 番 号	0265-22-5150
	設 置 場 所	飯田市大通1丁目15番地
養介護事業・障害福祉サービス事業 虐待防止委員会 身体拘束適正化委員会	担 当 者	村松 えりか
	ご利用時間	午前8時30分～午後5時30分
	電 話 番 号	0265-22-5260
	設 置 場 所	飯田市大通1丁目30番地2

### <外部申し立て機関>

飯田市役所 福祉課	電 話 番 号	0265-22-4511
	所 在 地	飯田市大久保町2534番地

### <苦情および虐待等相談の手順>



## 10. 緊急時の対応

訪問時、ご利用者に異常があったときは下記の手順で行います

対応方法	<ul style="list-style-type: none"><li>・ ご利用者の主治医へ連絡し医師の指示に従います。</li><li>・ 緊急連絡先に連絡します。</li></ul>
主治医	医療機関名： 医師名： 電話番号：
緊急連絡先	(氏名) (続柄・関係)
	(電話) <input type="checkbox"/> 携帯 <input type="checkbox"/> 自宅

## 11. 協力医療機関

名称	社会医療法人栗山会 飯田病院
電話番号	0265-22-5150 FAX 0265-22-3988

## 12. 第三者評価の受審状況等

第三者評価実施の有無 無

## 13. 災害時の対応について

災害が発生した場合、あるいは予告された場合は国、県、市町村の発令に従うと共に、当事業所内でBCP（業務継続計画）に基づき訪問の有無を判断、あるいは時間変更などの対応をさせていただきます

災害発令でなくとも、天候によって同様の対応をする場合があります

## 14. 感染症の対応について

感染症による警報が発令した場合は、BCP（業務継続計画）に基づき予防等対策をとると共に、当事業所内で訪問の有無を判断、あるいは時間変更などの対応をさせていただきます

警報等がなくても感染状況により、同様の対応をする場合があります

## 15. 記録及び情報管理

利用者に関する記録は事務所内で管理します。記録に関しては、その内容が完結した日、または提供した日から5年間保管します。

個人情報に関しては所内および所内隣接の書庫において施錠して管理します。個人情報の提供にあたっては、提供した日、内容、提供先を記録します。

【説明者】

指定居宅介護サービスの提供及び利用の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました

説明年月日                      年              月              日

飯田病院ヘルパーステーション「すずらん」

氏 名 \_\_\_\_\_

【利用者】

本書面に基づいて居宅介護事業所の居宅介護サービスの提供及び利用について重要事項の説明を受け、同意しました

同意年月日                      年              月              日

住 所 \_\_\_\_\_長野県飯田市\_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

利用者代理人(利用者との関係)

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ (続柄              )